



連載

# 法廷における手錠腰縄問題、正面からの即時見直しを

## 第7回 やっぱり手錠・腰縄はいらんやん!

法廷内手錠腰縄問題に関するプロジェクトチーム 委員 太田 健 義

### 1. 開始前に寸劇のビデオ上映

9月15日(土)午後2時半から、会館2階ホールにて、「市民集会 それって必要?法廷内での手錠・腰縄 こんなの日本だけ!?!」が開催され、約70名の参加者と一緒に手錠・腰縄問題を考える機会を得ました。開始までの待ち時間は、以前に2階ホールで実演いただいた手錠・腰縄をテーマにした寸劇をビデオで流し続け、参加者に見てもらえるようにしました。

### 2. いきなりの歌で衝撃

開始早々、シンガーソングライターのSUN-DYU(サンデュー)氏の歌で始まったため、参加者の中には、驚いた方もおられたようです。

2012年6月、泉大津市のコンビニエンスストアで、1万円が盗まれるという事件が発生しました。同年8月、大阪を拠点に地道に歌手活動を続け、メジャーデビューを目前にしたSUN-DYU氏が、突然、逮捕・起訴され、以後、302日も勾留され続けました。たった1万円であっても、無実である以上は無実を訴えた302日間でした。その間、法廷で彼は、手錠・腰縄の姿をずっとさ



らされていたのです。幸いにも、裁判では家族や友人の支援によってアリバイが明らかになり、証拠とされた指紋も別機会についたものと認定され無罪判決が確定しましたが、誤った逮捕・起訴に対し、警察・検察からは謝罪すらありません。

現在は、マイク・サン・ライブというユニットで冤罪撲滅ライブを行っており、この日もSUN-DYU氏は、誤った逮捕・起訴に対して謝罪しない警察・検察への痛烈な皮肉を込めた歌を力強く歌い上げました。

### 3. 韓国とヨーロッパで手錠・腰縄はどうなっている?

続いて、PT委員による韓国とヨーロッパ(ドイツ、アイルランド、イギリス)における手錠・腰縄についての現地視察報告がありました。実際の法廷内の写真と図解で解説がされたのですが、どの国でも、法廷内で被告人は、誰からも手錠・腰縄姿が見られないように配慮がされていました。特に、韓国の刑事訴訟法<sup>※1</sup>は、日本と同じような規定であるにもかかわらず、法廷内で手錠・腰縄がされていないことからすれば、法律解釈の問題ではなく、単なる運用の問題だと強く感じました。

### 4. 法的観点からは?

龍谷大学法学部の斎藤司教授は、①法廷内における手錠・腰縄がもたらす個人の尊厳(人間の尊厳)の侵

※1 韓国刑事訴訟法280条

公判廷では、被告人の身体を拘束できない。但し、裁判長は、被告人の暴行または逃亡を防止するために看守者をつけることができる。

日本刑事訴訟法287条

公判廷においては、被告人の身体を拘束してはならない。但し、被告人が暴力を振り又は逃亡を企てた場合は、この限りでない。

2 被告人の身体を拘束しない場合にも、これに看守者を附することができる。



害、無罪推定原則違反、見る側へ想起させる内容や無力感や有罪扱いされる感覚を被告人に持たせる点での適正手続違反、裁判員裁判での問題点（特に裁判員への影響）、②国際的動向から得られる視点に言及した上、法的観点からして、具体的な暴力や逃亡の危険がないにもかかわらず、必要以上に手錠・腰縄で被告人を拘束することは許されないことを指摘されました。

## 5. SUN-DYU 氏の実体験

最後に、SUN-DYU 氏に改めて登壇いただき、PT 委員から色々と質問させていただきました。強く印象に残ったのは、「手錠も腰縄もどちらも嫌で、どちらかを選ぶことなど出来ない」「手錠をされると両肘をくっつける姿勢になり、自然と前屈みになってうなだれているような格好になる」という発言でした。

実際に経験した方でないとは分からない実感と体験であり、普段の法廷で手錠・腰縄姿に見慣れてしまい、そのような実際の感覚に思いが至らなかった我が身を改めて強く反省しました。

## 6. やっぱりいらんやん!

今回の集会で思ったことは、まさにこれです。

**やっぱり手錠・腰縄はいらんやん!**

自営業・フリーランスのみなさんへ。  
人生に、2つのゆとり。

年金が増えて  
老後にゆとり

税金がおトクで  
今にゆとり

## 日本弁護士 国民年金基金

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。60歳以上65歳未満の方や海外居住されている方で、国民年金に任意加入されている方も国民年金基金に加入できます。  
※非居住者が支払った掛金は、所得控除対象外です。

資料請求・ご相談・お問い合わせは  
お気軽に今すぐこちらへ!

※地域によっては携帯電話からはつながない場合があります。

## 日本弁護士国民年金基金

〒100-0013  
東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 14 階

**03-3581-3739**

<http://www.bknk.or.jp>